

町民の皆さんは、8月22日の朝刊を開いて「吉田町 教育長再任人事案を再議」などを見出しがあったことに驚かれたのではないのでしょうか。そして、8月24日の朝刊の再議結果の記事をご覧になられ、さらに驚かれたのではないのでしょうか。

再議とは

「再議」という耳慣れない言葉は、地方自治法(以下「自治法」)の中にある法律用語です。町の場合、議会には議決権が与えられていますが、法令の中で、議会の議決を経なければ町長が執行権を行使できない事項も数多く設けられています。こうした議決事件に当たる事項の意思決定権は、議会にあり、議決という経過を踏まえることで、町長の執行権を議会が監視する仕組みとなっています。しかし、法律では、議会が大局に立った公平公正の立場を逸脱することもあるかもしれないと考え、自治法第176条に、「議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置」という見出しの、議会に対する首長の拒否権の規定が設けられています。

議会の議決に対する首長の拒否権には、同法同条第1項の条

例や予算に関する議決に異議がある場合に再議に付する「一般的拒否権」と、同法同条第4項の議会の瑕疵ある議決や選挙があると認めるときに再議に付する「特別的拒否権」の2種類があります。今回、私が議会に求めた再議に係る拒否権は特別的拒否権で、条文は次のようになっています。

地方自治法第176条第4項
：普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、普通地方公共団体の長は、理由を付してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

瑕疵ある議決と認める根拠は

町の場合、議会の議決が法令や会議規則に違反すると認定するのは、町長です。

今回、私が、法令違反と認め再議に付した議決とその主な理由は、次の通りです。

違反のあった議決は、3月23日の議会定例会本会議で審議された第38号議案と3月28日の議会臨時会本会議で審議された第39号議案に係る議決ですが、い



町長からのメッセージ 108

吉田町教育委員会委員に係る議案の再議

ずれも「吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」という議案です。

両議案とも、黒田和夫教育長(当時)の再任に同意する議員の起立を求める起立表決で採決が始まりました。この方法は、吉田町議会会議規則(以下「会議規則」)に定められた適切なものではないが、どちらの採決の場合も、八木栄議長を除き、起立した議員は6人となり、起立しなかった議員も6人となりました。この状態は、見た目では、可否同数と見受けられますが、そもそも起立表決というのは、賛成者と反対者の人数を確定するために用いる手法ではなく、賛成者が多いか少ないかを確認するためだけに用いられるものですので、賛成者と反対者のいずれも過半数に満たない状態では、議決には至らず、さらに議決のための手続きが必要になります。

こうしたときに混乱なく適正な手続きを踏むことができるよう自治法と会議規則にそのルールが定まっていますので、ご紹介しましょう。

地方自治法第116条第1項
：この法律に特別の定めがある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。同法同条第2項
：前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

吉田町議会会議規則第77条第1項
：議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
同規則同条第2項
：議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

自治法と会議規則では、このような定めとなっていますが、これらの条文を素直に読めば、「①会議規則第77条第1項の規定どおり起立表決による採決を行う。②起立者の多少を認定できない(賛成者と反対者のいずれも過半数に満たない状態)ときは、可否の結果を宣告できないので、同規則第77条第2項の規定に従い、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採るよう

にしなければならない。③投票の結果、可否同数と確認できたなら、自治法第116条第1項の規定に基づいて、議長裁決を行う。なお、可否同数と確認できるようになるまでは、議長は議決に加わることはできない。」となります。

それでは、実際の議事運営はどうだったのでしょうか。見てみましょう。

▼第38号議案の場合

(八木議長)……、これをもって討論を終結します。採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(八木議長)賛成者6名です。議長の私でございしますが、私は反対とします。したがって、本案は不同意ということになりました。

▼第39号議案の場合

(八木議長)……、これをもって討論を終結します。採決に入ります。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

(八木議長)起立6名です。起立6名ということで半数でございますので、私、議長の採決に

決であったことは明白です。

再議を求めた結果は

自治法第176条第4項では、「法令や会議規則に違反する場合」には、町長は必ず再議に付さなければならない」と定めていますので、この定めに従い、8月23日に臨時議会を招集して、第38号議案と第39号議案をもう一度適正なルールのもとで議決していただくよう議会に再議をお願いしました。

その結果は、大きく捉えるならば、8月24日の新聞報道にあった通り、「過半数の議員が町長の主張する再議理由には客観性がないので、3月23日と3月28日に行った議決通りの結果でよい」というもので、本来、再議を求められた場合に拒否できないはずの議会が実質的に再議拒否と受け取られる議事運営を行って臨時議会を終結させました。

また、審議の中で、「再議理由は恣意的である」、「この議決の仕事は暗黙の了解のもとで過去から営々と続けられたもので問題ない」、「再議理由は諸般の学説に基づくもので客観性がない」などの意見が出されましたが、過去から続けていることは間違っ

ていることでも正しくなるのでしょうか。常識とされている学説に頼ることが客観性に欠けることになるのでしょうか。私には、次々と新たな疑問が湧くばかりの議会でした。

なぜ再議に至ったか

8月23日の臨時議会の開会の挨拶でも申し上げましたが、私は、教育長のいない状況を一刻も早く解消し、教育環境を整えなければならぬと痛感しています。議会の同意を得ることができず、教育長不在となってしまうのは、私の責任であると思ひ、議会の意思を汲み取った対応をしたと考え、議会に不同意理由の説明を何度もお願いしましたが、応じていただけないので、唯一私が議会の意思を知る手掛かりとなる3月23日と3月28日の議決に係る議事録を何度も繰り返し読みました。そのうしたところ、両議決とも、適正なルールのもとで議決されていないことに気付きました。

このため、さらに議事運営を精査するとともに、法令を再確認し、その解釈にも研鑽を重ね、再議しなければならぬ状況にあると判断したので、自治法第176条第4項で町長に課せら

れている義務規定を順守するために再議に付すこととしたものです。

再議で議会に期待したもの

第38号議案と第39号議案の再議で、私が吉田町議会に期待したものは二つあります。一つには、吉田町議会が、常に法令遵守(コンプライアンス)を率先垂範する意識を持ち、誤りは正し、いついかなるときも大所高所に立つて町のため町民のために適正な判断を行うことを常態化するきっかけとなることを期待したものです。

もう一つは、再議に付された第38号議案と第39号議案の審議の中で、「高齢である。在任期間が長い。」などという憲法に掲げる「法の下の平等」に反する理由を振りかざして3月23日の議会定例会本会議で出された黒田和夫教育長(当時)の再任を不同意とした議会の真意を明らかにしていただき、私が、一刻も早く教育長不在の状態を解消できるようにしていただくよう議会の高邁な対応を期待したものです。

しかし、これらの期待は、私の独りよがりであり、望んでも叶わないもののようにです。



町長からのメッセージ